

兵庫教育大学言語表現学会会則

第1条 【名 称】

本会は兵庫教育大学言語表現学会と称する。

第2条 【目 的】

本会は、言語表現の研究に従事するとともに、会員相互の連絡と懇親をはかることを目的とする。

第3条 【会 員】

兵庫教育大学の言語系に関係する在学生・修了生・卒業生・教員及び本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

なお、本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、本会に関係する、兵庫教育大学名誉教授、及び兵庫教育大学を停年退官した教員とする。

第4条 【事 業】

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定期学会・研究会・講演会等の開催。
2. 学会誌の発行。
3. 総会・懇親会の開催。
4. 会員名簿の作成。
5. その他。

第5条 【役 員】

本会に次の役員をおく。その任期は1年とし、総会で選任する。

1. 会 長 1名。
2. 運営委員 若干名。
3. 編集委員 若干名。
4. 会計監査 1名。

第6条 【会 費】

会費は、年額2,000円（学部生は、半額の1,000円）とする。

但し、会費でまかなえない分は、臨時経費として徴収することがある。

なお、年会費を2年間未納の者は自動的に退会したものとみなす。

第7条 【助成事業】

本会の会員に対し、研究活動を支援するための研究費を助成することができる。この助成に関する細則は別に定める。

第8条 【事 務 局】

本会の事務局は、兵庫教育大学言語系の合同研究室におく。

附 則

会則の変更は、総会の議を経て行う。

昭和55（1980）年10月8日議案

昭和62（1987）年5月30日修正

平成26（2014）年7月5日修正

平成27（2015）年7月4日修正

学会発表のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件をすべて満たす個人に、学会発表に係る研究費を助成する。
 - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
 - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
 - ウ 会費を完納していること。
 - エ 全国学会等（別途編集委員会で定める）で研究発表したことがプログラム等で確認できること（ファーストオーサーに限る）。
2. 補助する金額は、一律3万円とする。学会発表に必要な経費であれば、旅費・書籍費・消耗品代等の費目に制約は設けない。
3. 研究費の補助を受けようとする者は、別に定める申請書を電子メールで本学会事務局に提出するとともに、本人がファーストオーサーとして発表したことを確認できるプログラムまたは予稿集等（コピー可）を本学会事務局に普通郵便で送付するものとする。申請できる期間は、学会が開かれた翌年度の2月末までとする（3月に開催される学会も、必要書類を送付できれば申請可能）。
4. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
5. 研究費の補助を受けた者は、翌年度には申請することができない。
6. 本細則の改正については、運営委員会の議を経るものとする。

平成23（2011）年7月3日 総会制定

平成24（2012）年5月15日 運営委員会改正

令和元（2019）年11月20日 運営委員会改正

研究活動のための研究費助成に関する細則

1. 兵庫教育大学言語表現学会会則第7条に基づき、本学会員の研究活動を支援するため、次の条件に従つて研究活動に係る研究費を助成する。
 - ア 本学会の会員で、高等教育機関および研究機関等に常勤で勤務していないこと。
 - イ 本学会の研究発表会で発表したことのある者。
 - ウ 会費を完納していること。
 - エ 個人研究を応募の対象とし、グループ研究は不可。
 - オ 採択された研究課題は、翌年度の『言語表現研究』に論文として投稿するか、翌年度の研究発表会で研究成果を口頭発表すること。
2. 補助する金額は一律10万円とし、使用できる費目は旅費・備品・書籍費・消耗品代とする。
3. 研究費の助成を受けようとする者は、別に定める申請書を作成し、9月末までに本学会事務局に普通郵便で送付し、同時にメールで応募の旨を連絡するものとする。採否の結果は、10月末を目処に本人に通知する。
4. 採否の決定にあたっては、年間の総額を考慮して、編集委員会で審議するものとする。
5. 研究費の助成を受けた者は、翌年度には申請することができない。

平成27（2015）年7月4日 会員総会制定

令和元（2019）年11月20日 運営委員会改正

『言語表現研究』編集規定

1. 本誌は兵庫教育大学言語表現学会の機関誌であり、年1回発行する。
2. 本誌は、本学会員の論文、学会彙報、その他本学会員の研究活動に関する記事等を掲載する。
3. 掲載論文は、学会発表に基づく投稿原稿及びその他の投稿原稿の中から、編集委員会が選考する。
4. 査読委員は、編集委員会が委嘱する。必要に応じて、会員以外の者に、査読を委嘱することができる。
5. 論文の投稿に関する要領は、別途定める。
6. 編集委員会は、掲載予定原稿について執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
7. 本誌に掲載された論文その他の原稿は、原則として返却しない。
8. 編集に関する業務は、編集委員会が行う。
9. 編集委員会に関する規定は、別途定める。

『言語表現研究』編集委員会規定

1. 【編集委員会の構成】
編集委員会は、運営委員会の選出する委員によって構成する。
2. 【編集委員の任期】
編集委員の任期は、原則として2年以内とし、継続再任を妨げない。但し、編集委員は、毎年1／2ずつ交替するものとする。
3. 【編集委員長】
編集委員会に、編集委員長をおく。編集委員長は編集委員の互選によって決定する。

『言語表現研究』投稿要領

1. 論文原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りでない。（修士論文・卒業論文は不可。）
2. 論文原稿は、縦書き・横書き共に可とする。
3. 編集委員会において特に頁数を指定するもの以外の論文原稿の書式は、原則として以下の通りとする。
(寸法は学会誌参照のこと。)
 - ・縦書き…30字×24行×2段（1頁目は、30字×19行×2段）とする。
 - ・横書き…和文の場合は、37字×39行×1段（1頁目は、37字×32行×1段）とする。
　　英文の場合は、74 Strokes×39 Lines×1段（1頁目は、74 Strokes×32 Lines×1段）
　　とする。
- *頁数については、9～15頁とし、15頁を超える論文は掲載しないものとする。
4. 句読点・かぎ括弧は、それぞれ1マスに数える。
5. ローマ字及び算用数字は、1マスに2字記入する。
6. グラフ・図表を付す場合は、制限枚数内に納めるものとする。凸版等の特殊な印刷工程の必要な場合、その実費を自己負担するものとする。
7. 注及び引用文献は、論文末尾に一括して掲げること。
8. 論文原稿は、原則として電子媒体で提出するものとする。なお、投稿者は、電子媒体と共にプリントアウトした原稿本文4部（事務局用1部及び査読用3部）を送付するものとする。原則として、電子媒体及び原稿は、返却しない。

9. (1) 提出原稿のうち事務局用1部には、原稿の1行目に題目、2行目に副題、5行目に氏名を記すこと。論文末尾には、執筆者のひらがな書き氏名と所属機関を記すこと。ただし、英文による論文は、執筆者の所属機関のみを英語で記すこと。所属がない場合は、空欄とする。(いずれも制限枚数内とする。) (2) 提出原稿のうち査読用3部には、1行目に題目、2行目に副題、3行目に英文題目、4行目に英文副題を記すこと。5行目の氏名及び論文末尾のひらがな書き氏名・所属機関等、執筆者を特定できる情報は空欄とすること。(3) 英語を母語としない投稿者については、投稿前にネイティヴ・スピーカーによる英文タイトルのチェックを受けること。
10. 投稿論文の表紙には、所定の原稿整理票を添付すること。原稿整理票は兵庫教育大学言語表現学会ホームページからプリントアウトすること。
11. 「兵庫教育大学言語系コース内・言語表現学会事務局 学会誌編集委員会」宛に、配達が証明できる方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)で指定期日までに必着するように送付すること。なお、持参して提出する場合には前もって事務局の了承を得ること。
12. 論文は、査読による選考を経て、掲載される。
13. 学会誌掲載料は、運営委員会が定める。
14. 投稿論文の締切は、毎年9月30日(必着・期日厳守)とし、9月1日から9月30日までの期間に受け付けるものとする。
15. 『言語表現研究』に掲載された学術論文については、原則として兵庫教育大学学術情報リポジトリに登録・公開することについて著者の承諾があったものとして取り扱う。ただし、学術情報リポジトリへの登録・公開を希望しない場合は、編集委員会に文書にて申し出ること。

平成26（2014）年6月18日 編集委員会改正

招待発表について

1. 本学会員の研究活動・研究発表会を活性化させるため、会員の中から招待発表者を募ることにする。招待発表者は編集委員会の推薦によるものとし、招待発表者には旅費を支払う。

平成26（2014）年6月18日 編集委員会制定

令和元（2019）年8月18日 編集委員会改正

令和元（2019）年11月20日 編集委員会改正